

平成30年第4回朝霞市議会定例会提出議案一覧表

- | | |
|--------|---|
| 議案第71号 | 平成30年度朝霞市一般会計補正予算（第2号） |
| 議案第72号 | 平成30年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第73号 | 平成30年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第74号 | 平成30年度朝霞市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 議案第75号 | 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第76号 | 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第77号 | 朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第78号 | 市道路線の認定について |
| 議案第79号 | 工事請負契約の締結について（朝霞市立総合体育館改修工事（第1期）） |
| 議案第80号 | 監査委員選任に関する同意を求めることについて |

議案第75号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和45年朝霞市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和45年朝霞市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第4条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例及び第3条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例又は第3条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定を適用する場合においては、平成30年12月1日から公布の日の前日までに改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例又は教育委員会教育長の給与

等に関する条例の規定により支払われた期末手当は、第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例又は第3条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成30年11月26日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第76号

朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 朝霞市職員の給与に関する条例（昭和30年朝霞市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員 以外の職員	1	144,100	194,000	230,000	263,000	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	383,500	428,600	463,000	523,100

35	196,900	246,500	285,500	329,400	385,000	429,900	463,700	523,800
36	198,400	247,800	287,400	331,500	386,600	431,100	464,300	524,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	388,000	432,300	464,800	525,000
38	201,000	250,100	290,700	335,300	389,200	433,100	465,400	525,600
39	202,200	251,500	292,500	337,300	390,400	433,900	466,000	526,400
40	203,500	252,900	294,300	339,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	204,800	254,300	295,800	341,100	392,600	435,300	467,100	527,500
42	206,100	255,700	297,500	343,000	393,800	436,000	467,600	
43	207,400	257,100	299,000	344,800	395,000	436,700	468,000	
44	208,700	258,400	300,600	346,700	396,100	437,400	468,300	
45	209,800	259,600	302,200	348,200	396,800	438,200	468,600	
46	211,100	260,900	303,900	349,600	397,500	439,000		
47	212,400	262,300	305,500	351,100	398,200	439,400		
48	213,700	263,600	307,200	352,600	398,900	440,100		
49	214,800	264,700	308,100	354,200	399,500	440,600		
50	215,900	265,800	309,600	355,000	400,100	441,000		
51	216,900	267,100	311,100	356,200	400,600	441,400		
52	218,000	268,400	312,700	357,200	401,000	441,800		
53	219,100	269,400	314,300	358,100	401,400	442,200		
54	220,100	270,500	315,900	359,200	401,700	442,600		
55	221,000	271,800	317,500	360,100	402,000	443,000		
56	222,000	273,100	319,000	361,200	402,300	443,300		
57	222,400	274,000	320,500	362,100	402,600	443,600		
58	223,300	275,000	321,700	362,800	402,900	444,000		
59	224,100	275,900	322,900	363,500	403,200	444,300		
60	224,900	277,000	324,100	364,200	403,500	444,600		
61	225,600	278,100	324,800	364,600	403,800	444,900		
62	226,600	279,100	325,700	365,200	404,100			
63	227,400	280,000	326,500	365,900	404,400			
64	228,300	281,000	327,300	366,600	404,700			
65	229,000	281,500	328,200	366,900	405,000			
66	229,800	282,400	328,600	367,600	405,300			
67	230,700	283,100	329,300	368,300	405,600			
68	231,700	284,000	330,100	369,000	405,900			
69	232,400	285,000	330,900	369,300	406,100			
70	233,100	285,800	331,600	369,900	406,400			
71	233,700	286,600	332,300	370,600	406,700			
72	234,500	287,400	333,000	371,200	407,000			
73	235,300	288,200	333,500	371,500	407,200			
74	236,000	288,700	334,100	372,100	407,500			
75	236,700	289,100	334,600	372,800	407,800			
76	237,300	289,600	335,200	373,400	408,000			
77	238,000	289,800	335,500	373,800	408,200			
78	238,800	290,100	336,000	374,300	408,500			
79	239,600	290,300	336,400	374,900	408,800			
80	240,300	290,700	336,900	375,400	409,000			
81	240,800	290,900	337,300	375,900	409,200			
82	241,500	291,100	337,800	376,500	409,500			
83	242,200	291,500	338,300	377,000	409,800			
84	242,900	291,800	338,800	377,300	410,000			
85	243,500	292,100	339,100	377,700	410,200			
86	244,200	292,400	339,500	378,200				
87	244,900	292,700	340,000	378,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000				
89	246,100	293,400	340,700	379,400				
90	246,600	293,800	341,100	379,900				
91	246,900	294,100	341,600	380,300				
92	247,300	294,500	342,000	380,700				
93	247,600	294,700	342,200	381,000				
94		294,900	342,600					

95		295,200	343,100						
96		295,600	343,500						
97		295,800	343,700						
98		296,100	344,100						
99		296,500	344,500						
100		296,900	344,800						
101		297,100	345,100						
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	315,100	356,800	389,900	441,000

第2条 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に、「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5」を「100分の110」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

第18条第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に、「100分の115」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年

4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の朝霞市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定 平成30年4月1日

(2) 改正後の給与条例第18条第2項の規定 平成30年12月1日
（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の朝霞市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

平成30年11月26日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 77 号

朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成 3 年朝霞市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項第 1 号中「又は第 6 条第 1 項」及び「（次号に規定する場合を除く。）」を削り、同項第 2 号中「敷地を分割した」を「敷地面積を減少させた」に、「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同項第 3 号中「第 7 条」を「第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条又は第 9 条」に改め、同条を第 15 条とし、第 12 条を第 14 条とし、第 11 条を第 13 条とする。

第 10 条第 1 項第 1 号中「第 53 条の規定」の次に「並びに第 6 条の規定」を加え、同条第 2 項中「第 7 条」を「第 8 条」に改め、同条を第 12 条とする。

第 9 条第 1 項中「属する場合」を「属するとき」に、「又は第 6 条」を「及び第 7 条」に改め、同条第 2 項中「又は第 6 条」を「及び第 7 条」に改め、同条を第 11 条とし、第 8 条を第 10 条とする。

第 7 条中「同表ウ欄」を「同表エ欄」に改め、同条を第 8 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（建築物の高さの最高限度）

第 9 条 建築物の高さは、別表第 2 に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表オ欄に掲げる数値以下でなければならない。

第 6 条第 1 項中「同表イ欄」を「同表ウ欄」に改め、同条第 4 項中「別表第 2 イ欄」を「別表第 2 ウ欄」に改め、同条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（建築物の容積率の最高限度）

第 6 条 建築物の容積率は、別表第 2 に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる数値以下でなければならない。

2 前項の建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、法第 52 条第 1 項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の例により算出する。別表第 1 根岸台二丁目地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

根岸台三丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された朝霞市根岸台三丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
------------------	---

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条－第9条関係）

地区整備計画の区域の名称	計画地区の名称	ア 建築してはならない建築物	イ 建築物の容積率の最高限度	ウ 建築物の敷地面積の最低限度	エ 壁面の位置の制限	オ 建築物の高さの最高限度
北朝霞地区地区整備計画区域	北朝霞地区A地区	1 地区計画図に示す壁面の位置の制限Aに面する1階部分を店舗、事務所その他これらに類するもの以外の用途（玄関ホール、階段その他これらに類するものを除く。）に供するもの 2 倉庫。ただし、主たる建築物に附属するものを除く。 3 工場。ただし、令第130条の6に規定するものを除く。 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号まで及び同条第6項第1号から第6号までに規定する営業を営む施設		200平方メートル	地区計画図に示す壁面の位置の制限Aに面する敷地における建築物の部分から当該道路との境界線までの距離1.5メートル	
	北朝霞地区B地区	1 倉庫。ただし、主たる建築物に附属するものを除く。 2 工場。ただし、令第130条の6に規定するものを除く。 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第2号、第4号及び第5号に規定する営業を営む施設				
宮戸二丁目地区地区整備計画区域	宮戸二丁目地区A地区			100平方メートル。ただし、路地状部分（幅員4メートル未満）によって道路に接する敷地の場合については、当該路地状部分を除いた敷地面積をいう。		
	宮戸二丁目地区B地区	1 ホテル又は旅館 2 畜舎 3 自動車教習所 4 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場又はバレーボール練習場				

岡一丁目 地区地区 整備計画 区域	岡一丁 目地区 A地区			100平方メートル。ただし、路地状部分（幅員4メートル未満）によって道路に接する敷地の場合については、当該路地状部分を除いた敷地面積をいう。		
	岡一丁 目地区 B地区	1 ホテル又は旅館 2 畜舎 3 自動車教習所 4 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場又はバドミントン練習場				
根岸台二丁目地区 地区整備 計画区域	根岸台 二丁目 地区A 地区			100平方メートル。ただし、路地状部分（幅員4メートル未満）によって道路に接する敷地の場合については、当該路地状部分を除いた敷地面積をいう。		
	根岸台 二丁目 地区B 地区	1 ホテル又は旅館 2 畜舎 3 自動車教習所 4 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場又はバドミントン練習場				
根岸台三丁目地区 地区整備 計画区域	根岸台 三丁目 地区A 地区	法別表第2（は）項に掲げる建築物以外のもの	10分の10	120平方メートル。ただし、路地状部分（幅員4メートル未満）によって道路に接する敷地の場合については、当該路地状部分を除いた敷地面積をいう。		10メートル
	根岸台 三丁目 地区B 地区					
	根岸台 三丁目 地区C 地区	1 地上1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物 2 工場 3 倉庫業を営む倉庫 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第2号、第4号及び第5号に規定する営業を営む施設 5 近隣商業地域内に建築することができる建築物（1から4までの建築物を除く。）の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの		20,000平方メートル		

根岸台五丁目地区 地区整備計画区域	根岸台五丁目地区	1 ホテル又は旅館 2 畜舎 3 自動車教習所 4 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場又はパッティング練習場		100平方メートル。ただし、路地状部分（幅員4メートル未満）によって道路に接する敷地の場合については、当該路地状部分を除いた敷地面積をいう。		
根岸台六丁目地区 地区整備計画区域	根岸台六丁目地区	1 ホテル又は旅館 2 畜舎 3 自動車教習所 4 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場又はパッティング練習場		100平方メートル。ただし、路地状部分（幅員4メートル未満）によって道路に接する敷地の場合については、当該路地状部分を除いた敷地面積をいう。		
根岸台七丁目東地区 地区整備計画区域	根岸台七丁目東地区			100平方メートル。ただし、路地状部分（幅員4メートル未満）によって道路に接する敷地の場合については、当該路地状部分を除いた敷地面積をいう。		
根岸台七丁目西地区 地区整備計画区域	根岸台七丁目西地区			100平方メートル。ただし、路地状部分（幅員4メートル未満）によって道路に接する敷地の場合については、当該路地状部分を除いた敷地面積をいう。		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成30年11月26日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 78 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

路 線 名	起 点	終 点
市道第 871 号線	朝霞市幸町 3 丁目 1 1 1 0 番 18 地先	朝霞市幸町 3 丁目 1 2 1 0 番 1 地先
市道第 872 号線	朝霞市幸町 3 丁目 1 1 1 0 番 20 地先	朝霞市幸町 3 丁目 1 2 1 0 番 1 地先

平成 30 年 11 月 26 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 79 号

工事請負契約の締結について

朝霞市立総合体育館改修工事（第 1 期）について、次のとおり請負契約を締結することにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年朝霞市条例第 16 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 朝霞市立総合体育館改修工事（第 1 期） |
| 2 | 工 事 場 所 | 朝霞市青葉台 1 丁目 8 番 1 号 |
| 3 | 請負契約金 | 294,624,000 円 |
| 4 | 工 事 概 要 | 朝霞市立総合体育館の改修工事 |
| 5 | 請負契約者 | 埼玉県さいたま市北区宮原町 4 丁目 67 番地 1
株式会社飯沼工務店
代表取締役 飯沼 隆 |
| 6 | 契約の方法 | 一般競争入札 |

平成 30 年 11 月 26 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 80 号

監査委員選任に関する同意を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 195 条第 1 項の規定に基づく監査委員のうち 1 人の任期が平成 31 年 1 月 16 日をもって満了するので、次の者を選任したいから同法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

埼玉県新座市野火止 6 丁目 22 番 17 号

石川 孝之

昭和 19 年 3 月 1 日生（74 歳）

平成 30 年 11 月 26 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



埼玉県新座市野火止6丁目22番17号
石川 孝之

学 歴

大学卒

職 業

税理士

公職歴

平成23年1月) 朝霞市監査委員
現在に至る

その他の経歴

昭和45年8月) 税理士登録、富士見市で開業
昭和46年10月)
昭和46年11月) 朝霞市に事務所移転
現在に至る)
平成13年4月) 関東信越税理士会朝霞支部長
平成17年3月)
平成13年4月) 朝霞税務署管内納税協力団体協議会会長
平成17年3月)
平成14年6月) 朝霞税務署管内租税教育推進協議会理事
平成17年3月)
平成17年4月) 関東信越税理士会常務理事
平成21年3月)
平成17年4月) 関東信越税理士会埼玉県支部連合会常務理事
平成21年3月)